

議案第6号

体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年5月25日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

勝山市営温水プールの施設内容の一部を廃止するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和51年勝山市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前			改正後		
(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称、施設の主な内容及び位置は、次のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称、施設の主な内容及び位置は、次のとおりとする。		
名称	施設の主な内容	位置	名称	施設の主な内容	位置
(略)			(略)		
勝山市営温水プール	プール、 <u>健康トレーニング室</u>	勝山市片瀬町1丁目303番地1	勝山市営温水プール	プール	勝山市片瀬町1丁目303番地1
(略)			(略)		
別表(第12条関係) その1～その5 (略) その6 勝山市営温水プール使用料			別表(第12条関係) その1～その5 (略) その6 勝山市営温水プール使用料		

(単位 円)

施設名	使用区分		使用者	使用料		備考
				市内	市外	
勝山市 営温水 プール	温水プ ール使 用料	1回	大人	650		
			子供(4歳以上 高校生まで)	320		
			3歳以下	無料		
	回数券 (6回分)	大人	3,250			
		子供(4歳以上 高校生まで)	1,600			
	温水プ ールレ ーン専 用使用 料	1レーン (1時間)	個人及び団体	3,300		専用使用料 には使用料 を含まない。
健康ト レーニ ング室 使用料	1回	大人	120	220	<u>小学生以下 は使用でき ない。</u>	
		子供(中学生 から高校生ま で)	60	120		
	回数券	大人	600	1,100		

(単位 円)

施設名	使用区分		使用者	使用料		備考
				市内	市外	
勝山市 営温水 プール	温水プ ール使 用料	1回	大人	650		
			子供(4歳以上 高校生まで)	320		
			3歳以下	無料		
	回数券 (6回分)	大人	3,250			
		子供(4歳以上 高校生まで)	1,600			
	温水プ ールレ ーン専 用使用 料	1レーン (1時間)	個人及び団体	3,300		専用使用料 には使用料 を含まない。

(削る)

		(6回分)	子供(中学生 から高校生ま で)	300	600	
--	--	-------	------------------------	-----	-----	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。